

# 報 道 発 表

令和 5 年 11 月 8 日  
財 務 省

## 令和 4 事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和 4 事務年度(令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月までの 1 年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税<sup>(注1)</sup>(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)<sup>(注2)</sup>の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和 4 事務年度に処分(検察官への告発<sup>(注3)</sup>又は税関長による通告処分<sup>(注4)</sup>)した件数は 169 件(前事務年度比約 4.3 倍)、脱税額は、総額で約 2 億 1 千万円(同約 2.7 倍)となりました。
2. 処分した事件のうち、金地金<sup>(注5)</sup>の密輸事件が 125 件(同約 9.6 倍)と約 7 割を占め、その脱税額は総額で約 1 億 7 千万円(同約 8.2 倍)となりました。
3. 金地金の密輸事件の主な処分事例として、航空機旅客による金地金約 3.8kg の消費税等脱税事件がありました。(脱税額約 316 万円)
4. 金地金の密輸事件以外の主な処分事例として、中古自動二輪車等の消費税等脱税事件がありました。(脱税額合計約 1,166 万円)

(注 1)内 国 消 費 税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注 2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

(注 3)告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注 4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

(注 5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添 2】令和 4 事務年度における告発事例

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111 (内線) 5389

## 関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	令和 4 事務年度	前事務 年度比
	処分件数	536 (404)	271 (199)	36 (20)	39 (13)	169 (125)
告発件数	12 (10)	9 (7)	4 (2)	2 (2)	3 (2)	150% (100%)
通告件数	524 (394)	262 (192)	32 (18)	37 (11)	166 (123)	449% (11.2 倍)

(注) 処分件数は事件単位の件数（括弧内の数値は金地金の件数を示す。）となります。

(万円)

		平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	令和 4 事務年度	前事務 年度比	
		脱税額	告発分	関税	—	2,580	14,798	—
内国消費税	40,147			7,870	25,980	1,117	1,650	148%
合計	40,147			10,450	40,777	1,117	1,650	148%
脱税額	通告分	関税	984	955	351	1,695	747	44%
		内国消費税	64,692	33,774	3,705	5,184	18,882	364%
		合計	65,676	34,730	4,056	6,879	19,629	285%
脱税額	総額	関税	984	3,536	15,149	1,695	747	44%
		内国消費税	104,840	41,644	29,685	6,301	20,532	326%
		合計	105,823	45,180	44,833	7,996	21,279	266%

(注) 各税目の 1 万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

## 品目別処分実績

(万円)

品目	平成 30 事務年度		令和元 事務年度		令和 2 事務年度		令和 3 事務年度		令和 4 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	404	96,004	199	36,071	20	8,913	13	2,048	125	16,714
たばこ	89	949	33	344	5	418	3	122	14	877
腕時計	19	1,547	24	1,996	4	294	11	2,147	15	1,214
バッグ類	11	671	8	150	7	2,499	14	3,219	11	947
アクセサリ類	4	97	8	316	3	14	5	233	4	129
衣類	2	17	4	4,780	3	40	—	—	4	189
化粧品	1	1	—	—	2	0	3	1	—	—
食品・酒	2	0	1	0	—	—	1	0	1	6
その他	13	6,537	11	1,522	5	32,653	4	226	6	1,202
合計	545	105,823	288	45,179	49	44,831	54	7,996	180	21,279

(注 1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

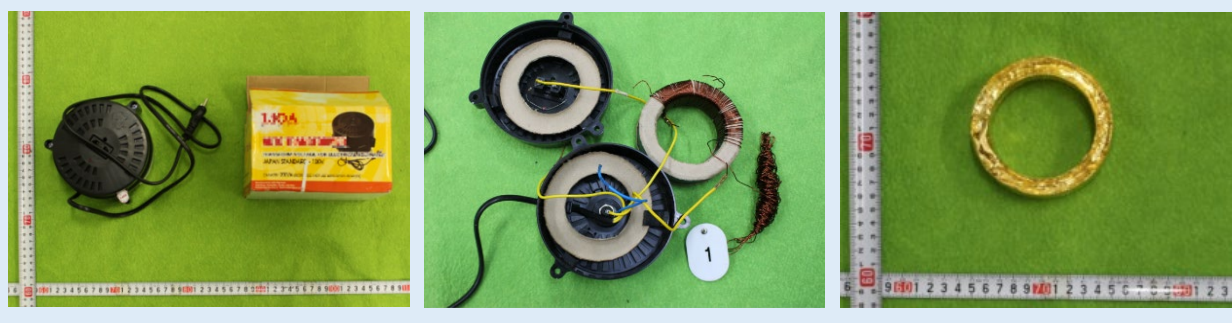
(注 2) 脱税額の表記について、「0」とは 5,000 円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

## 令和4事務年度における告発事例

### 金地金脱税事件の告発事例

#### 【事例1】

犯則者Aらがベトナムから入国する際に、金地金約3.8kgを携帯品（変圧器）に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約316万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年4月・門司税関】



#### 【事例2】

犯則者Bが韓国から入国する際に、金地金約2kgを身辺に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約169万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年4月・門司税関】



### その他脱税事件の告発事例

#### 【事例3】

犯則者Cらが、アメリカから中古自動二輪車等を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、消費税等合計約1,166万円を不正に免れていた事案を告発しました。【令和5年3月・神戸税関】